

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

◇ 告 示 目 次

- 地籍調査の成果の認証
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可

◇ 公安告示

昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号の一部
改正

土地の立入りの通知
土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第九百三十五号

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業を決定したので、同法同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。
事業の位置を表示した図面は、鳥取県厚生部自然保護課及び国府町役場に備えて供覧する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業の名称 位 置

雨滝園地事業 鳥取県岩美郡国府町雨滝

鳥取県告示第九百三十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査を行なった者の名称

名和町

二 調査を行なった時期

昭和四十五年度から昭和四十七年度まで

三 成果の名称

名和町の地籍図および地籍簿

四 調査を行なった地域

名和町大字加茂地区

五 認証年月日

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県告示第九百三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査を行なった者の名称

日吉津村

二 調査を行なった時期

昭和四十六年度及び昭和四十七年度

三 成果の名称

日吉津村の地籍図および地籍簿

四 調査を行なった地域

日吉津村大字今吉及び富吉地区

五 認証年月日

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県告示第九百三十八号

日野郡日野町漆原上入会林野整備組合組合長日野郡日野町福長八六六番地生田栄から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十七年十一月十三日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

漆原上入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和四十七年十一月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和四十七年十一月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を昭和四十七年十一月十六日認可し

たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百四十二号

昭和四十七年十月十八日付で大鴨土地改良区から申請のあった新たに行なおうとする土地改良(大鴨地区かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二二八

大鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年八月十日付で岩美郡国府町大字土地四三一番地一谷口茂興ほか十四人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（土地地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（土地地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年九月十八日付で鳥取市野坂二三三番地木下金治ほか十九人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（高草地区農林漁業

用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（高草地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十五号

昭和四十七年十月六日付けで米子市安倍五六四番地大西正一郎ほか六十七人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十六号

昭和四十七年十月十一日付で国府町長から申請のあつた土地改良(荒舟地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十七号

昭和四十七年十月十九日付で米子市長から申請のあつた土地改良(奈喜良地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十八号

昭和四十七年十月三十一日付で郡家町長から申請のあつた土地改良(宮

谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十九号

昭和四十七年十月十九日付で東郷町長から申請のあつた土地改良(長谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十号

船岡町長から申請のあつた町営土地改良(西谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百五十一号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良(加瀬木地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百五十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

鳥取県知事

二 事業の種類

一級河川日野川水系法勝寺川賀祥治水ダム建設事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

西伯郡西伯町大字下中谷字堂ノ本、才の木山、魚飛山、家ノ上、ミトウ原、木ノ本、横谷山、ヒカラシ、ヒカラシ中、カンナ山、菅沢、菅沢中、菅沢山、小谷、カウセン前向、カウセン前、カウセンノ向上、下ケ市、家の奥、トチウ谷、途中ノ谷下山、河原田、堂ノ下、鉦谷尻、カリ畑、家ノ上山、竹スミ、河堀、タテアハセ、ドウド、ドウド西、五万田山、ドウド山、寄附山、ハリ次谷、塔田、ヨリ次、ヒヤケ田、ツイケ谷、トチウ谷下、牛房谷、トチウ谷尻山、三ノ田、ソリ、ホウキ山、ホウキ、ウルシ田、トウタケ塔、信国、ケンツケ、ククルキ田平、三傳田、大林及び下モ山崎並びに大字上中谷字才の谷、才の谷尻、才の谷南平、堂廻り、堂の上、塚田、出下、岩廻り、タイ、出上、テイカ塔、大江谷、トトロキ、信頼、和田、和田上及び堂ノ前

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十七年十一月二十一日から昭和四十九年三月三十一日まで

鳥取県告示第九百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十一月二十一日から用途廃止した。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)積

用途

米子市西福原字大沢六七二四番一地先

一一・二八

水路敷

鳥取県告示第九百五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十一月二十一日から用途廃止した。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(平方メートル)積

用途

八頭郡八東町大字鍛冶屋字下畔高二八八番地先

一五・五〇

道路敷

公安委員会規則

鳥取県公安委員会告示第五十号

昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号（道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十一月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

- 一の表中「内田又功」精神科「国立療養所鳥取病院」岩美郡国府町大字奥谷四七七の一」を「藤井省三」精神科「国立療養所鳥取病院」岩美郡国府町大字奥谷四七七の一」に改める。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】